

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
新 谷 省 二
(電話番号 03-6215-9955)

取締役の報酬額改定および取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の
発行に関するお知らせ

当社は平成24年5月11日開催の取締役会において、取締役の報酬額改定および取締役（社外取締役を除く。）に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求め
る議案を、平成24年6月19日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしま
したのでお知らせいたします。

1. 取締役の報酬額改定

(1) 付議議案の内容

取締役の現在の報酬額は、平成18年6月20日開催の第2期定時株主総会において年額
6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認頂いてお
りますが、今後の取締役の責務の加重ならびに員数の増加等を考慮し、取締役の報酬額を年
額10億円以内とする承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は
これに含めないものといたします。

(2) 報酬額改定の理由

当社グループの企業価値向上に向けた経営を推進するためのインセンティブとして、取締
役の固定報酬に加え、当社グループの連結業績を勘案した報酬を合算して支給することを目
的としたものであります。また、現在の取締役は5名であります。平成24年6月19日
開催予定の第8期定時株主総会において、取締役の選任議案が原案どおり承認可決されま
すと取締役は7名となることから、員数の変更に伴う報酬額の増加を考慮しています。

2. ストック・オプション（新株予約権）の発行

(1) 付議議案の内容

現在の取締役の報酬額は、平成18年6月20日開催の第2期定時株主総会において年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認頂いておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額1億5,000万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

(2) 新株予約権を取締役の報酬として付与することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、ストック・オプションを付与するものであります。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の発行を受ける者

新株予約権の付与の対象となる社外取締役を除く取締役は現在3名であり、平成24年6月19日開催予定の第8期定時株主総会において、取締役の選任議案が原案どおり承認可決された場合、5名となります。

② 発行する新株予約権の総数

2,500個を上限とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

③ 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式250,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とします。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

④ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとします。

⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前日の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げます。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

⑥新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額に基づくものとします。

⑦新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より2年間とします。

⑧新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役その他これに準ずる地位にあることを有します。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。

⑨譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、取締役会の承認を要します。

⑩新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

以上